

# 気候変動適応に関する地域気候変動適応センター等との共同研究に関する取り扱いについて

2020年5月18日

2023年11月9日改訂

国立研究開発法人国立環境研究所  
気候変動適応センター

## 1. 趣旨

この取り扱いは、国立研究開発法人国立環境研究所(以下「国環研」という)の共同研究実施規程第22条第1項に基づき、国環研と地域気候変動適応センター等(以下「地域適応センター等」という)との研究交流を促進し、環境研究の発展及び気候変動適応法第11条に定める地域への技術的援助を図るために行うものであり、共同研究の手続き等について定めるものである。

## 2. 資格

国環研と共同研究を行う研究者は、地域適応センター、又は地方公共団体が地域適応センターの役割を担わせることとして、設立準備を進めている組織、若しくはそれらの組織と連携して研究を実施することを予定している組織に所属し、当該研究実施に必要な能力と経験を有するものとする。なお、当該研究者が満60歳になる年度以降も共同研究を継続する場合は、それ以降も研究を継続できる組織体制又は契約形態にあることを要する。

## 3. 応募及び決定

(ア) 共同研究を希望する国環研の研究者は、募集要項にしたがって、所属センター長の承認を得た後、共同研究の課題を国環研気候変動適応センター気候変動適応推進室に提案するものとする。なお、応募にあたっては、研究の内容について双方の研究者の間で事前に十分な協議を行うものとする。国環研気候変動適応センター長(以下「適応センター長」という)は、国環研研究者から提案があったときには、所定の手続きを経て決定し、地域適応センター等の所属長に共同研究締結の依頼をするものとする。

(イ) 適応センター長及び副センター長で構成する委員会が事前、事後評価を行う。

#### 4. 共同研究の内容

(ア)気候変動影響の観測・監視及び予測・評価並びに気候変動適応に関する研究に限る。

(イ)国環研において共同研究計画を定め、国環研と複数の地域適応センター等の研究者が参加して共同研究を実施するもの。

#### 5. 費用

共同研究に要する費用については、研究の分担に応じてそれぞれの研究者が所属する機関において負担することとする。国環研あるいは地域適応センター等に一定期間滞在して行う共同研究が必要な場合は、その費用を共同研究の予算の中に確保するものとする。

共同研究推進のために、外部資金の獲得にも最大限努力するものとする。

#### 6. 研究成果の発表

共同研究で得られた研究成果を発表しようとする時には、その取り扱いについて事前に当事者間で十分に協議するものとする。

#### 7. 施設等の使用、災害の補償、研究施設等の損傷に対する賠償

国環研において共同研究を実施する場合の施設等の使用、災害の補償、研究施設等の損傷に対する賠償については、「国立研究開発法人国立環境研究所共同研究員規程」の関係規定を準用するものとする。

#### 8. 特許出願等

共同研究実施に伴う発明等に関して、特許出願その他特別の許可または受賞を得ようとする時には、その取り扱いについて事前に当事者間で十分協議するものとする。

#### 9. 協議事項

本取り扱いに記載されていない事項で疑義が生じた場合には、双方の担当者により協議するものとする。